

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

令和 5 年 12 月 28 日  
内閣府休眠預金等活用担当室

1. 題名

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2. 改正の趣旨

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 72 号）の施行に伴い、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 32 号。以下「本府令」という。）について用語の整理等、所要の規定の整理を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本府令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和 5 年 12 月 28 日

施行日：令和 5 年 12 月 31 日

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）  
（意見公募手続）

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

【問合せ先】

内閣府休眠預金等活用担当室

担当：田嶋、山田

TEL：03-6257-1171